

復興大臣 伊藤 忠彦 殿

## 葛尾村の復興・再生に向けた要望

令和6年11月6日

福島県双葉郡葛尾村長 篠木 弘

福島県双葉郡葛尾村議会議長 吉田 義則

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から13年が経過し、復興は着実に進んでいるものの、原子力災害はいまだ収束せず、今もなお、多くの村民が住み慣れた故郷を離れて避難生活を続けている現状にある。

このような中、本村では、平成28年6月12日に一部地域を除く避難指示が解除され、令和4年6月12日には帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。しかし、住民の帰還率は3割に留まっており、かつ、村内各地区において復興のステージが異なるため、未だ多くの困難を抱えている状況である。

本村は、「第五次葛尾村復興計画」に基づき、復旧・復興に取り組んでいるが、一つ課題を乗り越えてもまた新たな課題が重くのしかかってくる現状にあり、村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが続いている。

村の復興・再生と村民の生活を守るため、国の責務として被災市町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応していただくよう、次のとおり要望する。

## ＜要望事項 1＞

### 帰還困難区域における復興・再生について

#### (1) 特定復興再生拠点区域 《重点要望》

特定復興再生拠点区域について、令和4年6月12日に避難指示が解除され、復興に向けて着実に前に進んでいるものの、当該地区はこれまで解除された地区に比べ線量が高い地域であったこと、避難指示から非常に長い年月が経過したため、高齢化等により故郷に戻りたくても戻れない住民もおり、住民のふるさとへの帰還意欲は他地区に比べて減退したままである。

避難指示解除準備区域及び居住制限区域で講じられた際と同等の支援が受けられ、かつ、当該地区の住民が安心して帰還できるよう、財政面・人材面等、あらゆる側面から地区の復興を後押しすること。

#### (2) 特定復興再生拠点区域外 《重点要望》

現在、本村では新たに設けられた「特定帰還居住区域」の設定中であるが、その区域設定の前提となる「生活に必要な範囲」は、帰還を希望する住民の意向を最優先に、帰還後も住民が安心して生活できるような限り幅広く捉えること。また、すぐに判断が付かない住民、帰還意向のない住民に対してもそれぞれの立場に寄り添った支援を行うこと。

本村の拠点外の集落にあっては、隣接する浪江町の集落と生活圏が同じであったため、両集落の意向に沿った除染と家屋解体等を行うこと。

また、家屋解体及び除草・伐木等の荒廃抑制対策もあわせて実施すること。

## ＜要望事項 2＞

### 村全体の復興について

#### (1) 中長期的な財源の確保 《重点要望》

第2期復興・創生期間も残すところ1年4ヶ月余りとなったが、第2期復興・創生期間後も引き続き、村の復興の実現に向けて、復興事業が確実に成し遂げられるよう、震災復興特別交付税措置の継続に加え、復興事業に関する交付金、人的支援が継続されるよう予算確保や弾力的な運用など、中・長期的にわたる財源の確保について支援を行うこと。

また、特定被災地方公共団体に対して適用されている交付税措置の基準となる人口について、現在の措置を継続するとともに、小学校費（児童数）、中学校費（生徒数）及びその他教育費（幼稚園等の小学校就学前子どもの数）における特例について当面の間継続すること。

#### (2) 東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業を進める上で、多核種除去設備等処理水の処分は、避けては通れない課題である。

東京電力はこれまで複数回にわたり処理水の海洋放出を行ってきたが、引き続き、村民を始めとした国民、事業関係者等への正確な情報発信を行うとともに、科学的根拠に基づく厳格な安全性の確保、風評被害対策に万全の対応を取ること。

### (3) 福島国際研究教育機構の整備

福島国際研究教育機構は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」として、福島イノベーション・コースト構想の発展飛躍、双葉地方の中長期的な発展に向け、地元に着し、親しまれる存在になることが重要である。

このため、機構の整備については、国が責任を持って、将来にわたり予算・人員体制を確保するとともに、研究者や地域の人々にも親しみやすい施設となるよう整備を進めること。

また、地理的要件などから民間企業の投資が見込まれにくい本村において研究開発の実証事業を行うなど、被災町村の更なる復興を推進する機関とすること。

### (4) 除染等の着実な実施

除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の道路等の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組など、必要な除染等の措置を国の責務において、村の意向を十分に踏まえながら、安全かつ着実に実施すること。

また、仮置場等の原状回復については、返地後の土地利用に支障を来すことのないよう、適切な措置を講じるとともに、除染後又は仮置場から返地された農地の営農再開時にこれらの作業に起因する不具合が生じている場合には、必要な措置を迅速に講じること。

## (5) 生業創出のための支援

本村では、村の産業再生と雇用の確保のため、産業団地を整備し企業活動の推進を支援している。企業の進出を後押しするため自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金など、企業立地支援策を今後も継続すること。

また、大型車による輸送など、これまで以上に道路の重要性が増していることから、住民の帰還や産業再生を支える主要道である「県道浪江三春線」の改良を推進し、中通り地方とのアクセス向上を図るとともに、「県道常葉野川線」及び「県道落合浪江線」等の速やかな改良・整備に努めること。

## (6) 農林畜産業及び商工業への継続的な支援

住民の帰還や村の復興推進のためには、村の主要産業である農林畜産業・商工業の意欲ある担い手や事業者に対する強力な支援が不可欠である。

村の主要産業である農林畜産業・商工業の事業者等が安定的に事業を再開し運営できるよう、必要な財政面での支援を継続的に行うこと。

## (7) ほ場整備事業の継続

中山間地域である村の営農再開、農地活用と荒廃抑制のためには、ほ場整備事業が不可欠である。

事業の実施に当たっては、採択要件など村の実情に合わせて柔軟に対応するとともに、長い事業期間が必要になることから、財政面での支援を継続的に行うこと。

## **(8) 住民への生活支援の継続**

長期の避難生活や避難によって家族が離ればなれになってしまったことが原因で健康が悪化し、介護給付費や医療費等が震災前に比べ大幅に増加している。

当面の間、高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金、国民健康保険税等の減免措置を継続すること。

また、避難先で介護認定された部分の保険者負担等については、国の責任で財政措置を講じること。

なお、村が被災者に対して実施している保健指導や介護予防事業等についても、必要な財政面・人材面での支援を継続して行うこと。

## **(9) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の特例期間の延長**

村民にとって、路線バスは重要な移動手段の1つとなっている。

被災地域の生活交通の確保維持が困難な状況であることを鑑み、被災地域地域間幹線系統確保維持事業に係る特定被災市町村の指定による補助対象要件の緩和等の特例措置を今後においても継続すること。

## **(10) 配送インフラの復旧**

いまだに村内の多くの郵便ポストが復旧されていないことに加え、一部配送事業者が村内配送を不可としており、最寄り支店まで受取に行く必要があるなど、震災以前の配送インフラが復旧されていない

状況にある。

住民生活に大きな不便を来しているとともに、配送費増加により、帰還者や移住者の転出に繋がりがかねないため、事業者に対して、サービス再開に向けた指導・支援を強化すること。

#### **(11) 生活再建、事業再建のための損害賠償の確実な実施**

中間指針第5次追補の決定を踏まえた追加賠償について、賠償請求未了者の掘り起こしを積極的に行うとともに、被害者に対し迅速かつ円滑に賠償がなされるよう東京電力に対し指導を行うこと。

また、被災者の生活や事業の再建につながる賠償が確実になされるよう、被災地の実情に応じた指針の適時・的確な見直しを行うとともに、相当因果関係のある損害が継続する間は、国がしっかりと指導を行い、東京電力に賠償を確実に行わせること。

以上